

旧九十九小学校利活用事業公募型プロポーザル 質問と回答 【2025.12.03時点】

No.	該当資料	該当頁	質問内容	回答
1	募集要項	11	(5)応募申込書の受付 ア提出書類 ⑧国税及び地方税の滞納がないことの証明書等 地方税の納付証明書は、本店所在地のもののみのご提出でよろしいでしょうか。全ての事業所所在地のものが必要でしょうか。	本店所在地のもののみの提出で問題ございません。
2	募集要項	11	(5)応募申込書の受付 ア提出書類 ⑧国税及び地方税の滞納がないことの証明書等 滞納がないことの証明が必要な地方税には「法人都民税」「法人県民税」「法人市民税」、「固定資産税(土地家屋、償却資産)」も含まれますか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項	11	(5)応募申込書の受付 ア提出書類 ⑧国税及び地方税の滞納がないことの証明書等 地方税の納税証明書は過去何年分必要でしょうか。	過去3年分の地方税の納税証明書が必要となります。 なお、国税の納付証明書等も同様の取り扱いとなります。
4	建設関連資料	/	建設関連資料（図面、設計図書、施工時の原価資料など）の資料をご用意いただければ幸いに存じます。	ホームページに掲載している資料のほか、校舎及び多目的教室棟においては、機械設備工事(給排水・衛生設備等)にかかる竣工図や電気設備工事にかかる図面等がございます。文量の都合上、閲覧のみとなりますので、閲覧希望の場合は、別途申ください。
5	建設関連資料	/	建設会社および設計者（建築士）に関する情報の資料をご用意いただければ幸いに存じます。	施工請負業者及び設計者（建築士）に関する情報につきましては、本利活用事業に不要なためお答え出来かねます。
6	建設関連資料	/	竣工以降、維持管理や修繕に関する詳細な情報の資料をご用意いただければ幸いに存じます。	文書保存年限上、令和2年度以前のものは不存在となり、募集要項内の情報が全てとなります。令和2年度以降の修繕については【別添8】一覧のとおりとなります。
7	建設関連資料	/	合併浄化槽の維持管理契約の有効期限や記録の有無、今後用途が変わる場合の下水道接続の可否の資料をご用意いただければ幸いに存じます。	合併浄化槽の保守点検契約につきましては、毎年度当初から年度末までの単年度契約を締結しています。点検結果を閲覧希望の場合は、別途申ください。 なお、今後用途が変わる場合の下水道接続の可否については、本件土地は下水道接続されていない範囲になります。
8	建設関連資料	/	プールの不具合箇所の資料をご用意いただければ幸いに存じます。	プール設備につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度より稼働しておらず、同年度よりろ過装置等の機械設備の点検も実施しておりません。実質放置してから5年が経過しているため、現状で正常な動作は困難であると判断しております。一例として、閉校後にプール水の排水を試みたところ排水バルブの開放ができず、それのみ修繕を行いました。

9	建設関連資料	/	火災報知設備、スプリンクラー設備、非常照明の配置図、および消防点検記録（消火器・感知器・スプリンクラーなどの作動確認を含む）の資料をご用意いただければ幸いに存じます。	消防・防火設備につきましては、ホームページ掲載の資料をご確認ください。スプリンクラーは、学校施設のため不設置です。消防点検記録を閲覧希望の場合は、別途申込ください。
10	建設関連資料	/	3棟の電気および通信（Wi-Fiなど）設備図の資料をご用意いただければ幸いに存じます。	電気設備については、ホームページ掲載の資料をご確認ください。閲覧希望の場合は、別途申込ください。Wi-Fiの校内LAN設備の図面につきましては、別添7を追加いたしました。
11	建設関連資料	/	3棟の機械設備図（給排水衛生設備・空調設備を含む）の資料をご用意いただければ幸いに存じます。	ホームページに掲載している資料のほか、校舎及び多目的教室棟においては、機械設備工事(給排水・衛生設備等)にかかる竣工図や電気設備工事にかかる図面等がございます。文量の都合上、閲覧のみとなりますので、閲覧希望の場合は、別途申込ください。
12	募集要項	7	募集要項 P7「D. 参考情報」には、「令和6年度の1年間における維持管理費」が記載されています。現在は学校であるため固定資産税は非課税と承知しておりますが、用途変更後に民間が取得した場合の概算の不動産取得税および年間の固定資産税額についてご教示いただけますでしょうか。	ご質問の件については、基準となる固定資産評価額が現時点で算出できないためお答えは出来かねます。 参考までに各税の算出方法などは、以下となります。 不動産取得税： https://www.pref.gunma.jp/site/tax/5381.html 固定資産税： https://www.city.annaka.lg.jp/page/2482.html